

薬生食輸発1204第1号  
令和2年12月4日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

特定の製造者が製造するブラジル産食品の取扱いについて

今般、輸入者による自主検査の結果、ブラジル産ゼリーの素からサイクラミン酸が検出され、食品衛生法違反として取り扱われた事例があったことから、下記製造者が製造する加工食品については、本日以降、製品毎の初回輸入時において輸入者に対しサイクラミン酸に係る自主検査を指導するようお願いします。

記

BEBA BRASIL INDUSTRIA E COMERCIO LTDA.